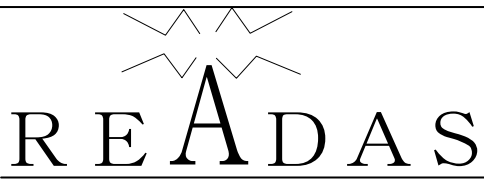


第 4865 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 29日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 退職所得を計算する場合の勤続年数

Q：退職所得を計算する場合の勤続年数は、どのように計算したらいいのですか？

A：次のように計算します。

【解説】

勤続年数は、次により計算し、1年未満の端数は切り上げます。長期欠勤や休職の期間がある場合は、勤続期間に含めて計算します。

- ①退職者が、その支払者の下において就職の日から退職の日までの間に一時勤務しなかった期間がある場合・・・その一時勤務しなかった期間前にその支払者の下において引き続き勤務した期間を勤続期間に加算した期間により計算します。
- ②退職者が、その支払者の下で勤務しなかった期間に他の者の下に勤務したことがある場合において、その支払者が退職給与規程の定めによりその退職金の額の計算の基礎とする期間のうちその他の者のもとに勤務した期間を含めて計算するとしている場合・・・その期間を勤続期間に加算した期間によります。
- ③退職者がその支払者から前に退職金の支払を受けたことがある場合・・・前の退職金の額の計算の基礎とされた期間の末日以前の期間は、勤続期間又は①もしくは②により加算する期間に含めません。ただし、その支払者が退職給与規程の定めによりその退職金の額の計算の基礎となる期間のうち前の退職金の額の計算の基礎とされた期間を含めて計算する場合には、その含めて計算した前の退職金の額の計算の基礎とされた期間は、これらの期間に含めます。

